

溶接ヒューム濃度測定は立華へ

金属アーク溶接作業を継続して屋内作業場で行う事業場の皆様へ

(令和3年4月1日から「溶接ヒューム」が、特定化学物質障害予防規制の規制対象になります。)

金属アーク溶接作業とは

- 金属をアーク溶接する作業
- アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業
- その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業



下記1～6の措置を行う必要があります。

1 溶接ヒュームの濃度測定

労働者の身体に装着する試料採取機器等により、**空気中の溶接ヒュームの濃度を測定**します。

(当社では作業環境測定機関として当該測定について十分な知識・経験を有する者により、溶接ヒュームの濃度の測定が可能です。)

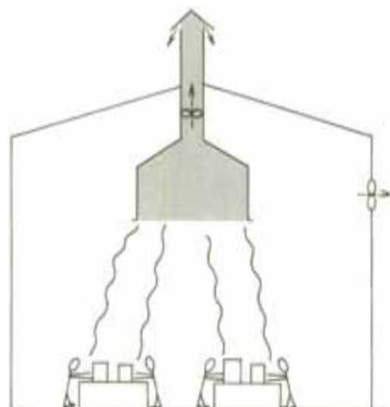


2 換気装置の風量の増加等

溶接ヒュームの濃度測定の結果に応じて換気装置の風量増加等の措置を講じます。

(当社では労働衛生対策のコンサルティングとして、局所排気装置の設計・施工を行っており、対応可能です。)

〈全体換気装置の例〉



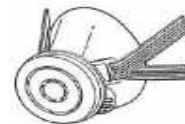
〈局所排気装置の例〉



3 呼吸用保護具を選択し労働者に使用させる

溶接ヒュームの濃度測定の結果を使用し、計算式により「要求防護係数」を算定します。「要求防護係数」を上回る「指定防護係数」を有する呼吸用保護具を選定し、労働者に使用させます。

防じんマスク



【取り換え式・全面形面体】 【取り換え式・半面形面体】 【使い捨て式】

電動ファン付き呼吸用保護具



【全面形面体】

【半面形面体】

4 毎年、フィットテストを実施する(令和5年4月1日～)

面体を有する呼吸用保護具を使用させる場合
1年以内ごとに1回、定期的にフィットテスト(当該呼吸用保護具が適切に装着されていることの確認)を行います。

5 特定化学物質作業主任者の選任(令和4年4月1日～)

6 特殊健康診断の実施等(令和3年4月1日～)

**溶接ヒュームの測定が実施可能です！
まずはお見積りのお問い合わせから！！**

お問い合わせ先: 立華株式会社
調査部 後藤 彰・広瀬 崇史・中西 正彦
TEL: 0545-61-8402 FAX: 0545-63-9654

RIKKA
立華株式会社



紹介ビデオ

〒416-0906
静岡県富士市本市場422-1



HP

TEL 0545-61-8402
FAX 0545-63-9654

IKEDA

株式会社 池田ネジ商会



紹介ビデオ

〒416-0906
静岡県富士市本市場420-13



HP

TEL 0545-64-2048
FAX 0545-63-9092